様式第１号（第６条関係）

（別紙１）

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

１　川西市地方就職支援金の交付に関して、報告及び立入調査について、兵庫県及び川西市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、川西市地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

（１）地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）地方就職支援金の申請日から１年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

（３）地方就職支援金の申請日から１年以内に川西市に転入しなかった場合：全額

（４）地方就職支援金の要件を満たす職を就業から１年以内に辞した場合（ただし、退職から３か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

（５）転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から３年未満で川西市以外の市区町村に転出した場合：全額

（６）転入日又は要件を満たす内定先企業への就業日のいずれか遅い日から３年以上５年以内に川西市以外の市区町村に転出した場合：半額